

夷石委員からの消費生活専門相談員資格に関するご意見

- 消費生活相談員・消費生活専門相談員の資格については、是非残すべきであるという意見がある。

- その理由は、消費者問題は社会経済状況の変化とともに変容し新たな問題が次々と発生しており、その実態を消費者相談を通じてリアルタイムに把握し、消費者政策へ結びつけている国民生活センターが、自ら相談事業を担う相談員の知識や対応のあり方などの水準を定め、その水準に達した人に資格を与えるという人材育成は必須であると考えている。

- また、相談員は常に新たな消費者問題に対応すべき能力向上が求められ、その研修等の役割も国民生活センターにあり、相談員の能力を捉えて取り組む必要性からも、資格制度は維持すべきである。

- なお、消費生活アドバイザーは、企業において消費者と企業の橋渡しが主な役割であり、消費生活コンサルタントは消費者団体が消費者運動等の活動ができる人をめざしていることが主であると区別できるのではないかと懸念している。